

役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、本会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）に対する費用弁償等の支給に関し必要な事項を定める。

(費用弁償)

第2条 役員等が職務のため旅行した場合には、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

3 前項の計算、支給方法等については、本会旅費規程を準用する。ただし、日当及び宿泊料については、別表1の額とする。

4 前項に掲げる宿泊料について、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊地の宿泊料が別表1の定額を超える宿泊料の指定があった場合は、その額を支給する。

5 役員等が監査会、理事会、評議員会及び各委員会等に出席した場合における費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず別表2の額とする。

(役員以外の者に対する費用弁償)

第3条 役員以外の者が、本会の依頼又は要求により旅行した場合は、前条に準じ費用を弁償することができる。

(費用弁償の調整等)

第4条 旅行者が公用車による移動、公共宿泊施設等を利用した場合又は通常必要としない費用弁償を支給することになる場合においては、その必要としない部分の費用弁償を支給しないことができる。

2 旅行者がこの規程による費用弁償により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、会長と協議して定める費用弁償を支給することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、費用弁償等の支給に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

国内旅行の日当及び宿泊料

県内外	日当 (一日あたり)	宿 泊 料
県 内	2, 0 0 0 円	1 0, 6 0 0 円
県 外	2, 0 0 0 円	1 1, 9 0 0 円

別表 2 (第 2 条関係)

監査会、理事会、評議員会及び各委員会等出席の費用弁償の額

費用弁償の額	2, 0 0 0 円
--------	------------